

社会医療法人誠光会 草津総合病院

病院での看取りに関するガイドライン

社会医療法人誠光会 草津総合病院

(このガイドラインは草津総合病院の倫理委員会で審議され承認されたものです)

平成 30 年 7 月

1. 病院における看取りの指針

終末期にある患者に対し、患者本人（以下、本人）の意思と権利を最大限尊重し、本人の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎えるための終末期にふさわしい最善の医療、看護、介護、リハビリテーションなどを行います。終末期の過程においては、死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取り立場にある家族の思いも錯綜、変化することも考えられます。その中で、本人が親しい数多くの人々に見守られ、安らかに死を迎えられるよう支援します。なお、終末期とは医師が状態や経過を観察し、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合とします。

2. 看取り実施の具体的な方法

(1) 看取り対応の開始時期

- ① 一般的に認められている医学的知見から心身機能の障害や衰弱が著明で明らかに回復不能な状態であり、かつ近い将来確実に死に至ることが差し迫っている状態と医師が判断した患者を対象とします。医師(医師説明の内容を繰り返す場合は看護師でもよい)は本人、家族にその判断内容を丁寧に説明し、その人らしい看取りができるように計画を作成し、終末期を過ごすことに同意を得て、開始・実施します。回復不能の判断はできるだけ主治医を含む複数の医師で行います。
- ② 回復不能を予見・予測する時点あるいはその前から、来る看取り対応にそなえ、本人、家族との良好な人間関係がきづけるよう努力します。身体諸機能の低下あるいは認知症進行など病状の進展にあわせ、家族を交えて本人の人生を振り返り、日頃の信条や価値観などについて語り合えるよう心がけます。

(2) 医師による説明

- ① 医師が、①に示した状態で看取り対応の検討が必要と判断した場合、看護師、医療社会福祉士あるいは地域連携室職員などを通じ、家族に連絡を取って日時を定め、医師が看護師あるいはその他の職員の立会いのもと、本人、家族に説明を行います。
- ② 医師は少なくとも以下の内容を含め、わかりやすく説明を行います。
 - いかなる治療によっても症状が回復の見込みがなく、近い将来に死を迎える状態であること。
 - 侵襲的処置は本人の苦痛を高めるが、利益がきわめて低いこと。
 - 積極的な延命治療を控えるが、あらゆる苦痛や症状の緩和に最大限努めること。
 - 浮腫を助長しないくらいの少量の輸液は症状を緩和する可能性があること。
 - 対応する職員は、本人の人間としての尊厳を尊重し、高めるように関わること。
 - 限られた残りの人生の時間を価値あるものにするよう支援すること。
 - 精神的な安定や上記のために、家族に最大限の協力を求めること。
 - 本人、家族における身体、精神、社会及び経済上の問題に対して相談に応じ、必要により専門職が対応すること。

- いかなる時点においても、本人、家族が延命処置あるいは積極的な治療を希望する場合は、それに従うこと。
- ③ この説明を受けたうえで、患者または家族は、看取りの場所を選択することができます。当病棟での看取りを希望される場合は、可能な限り希望に沿うよう調整を行います。

(3) 看取り対応における看護師の役割

- ① 家族が患者の身体的状況を十分理解できているか確認させていただきます。必要であれば、医師からの追加の病状説明が受けられるように調整します。
- ② 家族が患者の意思を尊重できるよう、また患者の苦痛が緩和される治療方法を選択できるように、対話の中で理解度や患者への思いなどを聞き取り、家族の気持ちの整理をサポートさせていただきます。

3. 看取りの具体的な支援内容

(1) 本人に対する支援

- 【身体的ケア】 バイタルサインの確認/療養環境の整備/安寧・安楽への配慮/清拭
入浴などの清潔への配慮/栄養と水分の適切な補給/口腔ケア/スキンケア/
排泄ケア/身体的苦痛(発熱、呼吸困難、疼痛)の緩和
- 【精神的ケア】 コミュニケーションの重視/人権、プライバシーの尊重/ 受容する姿勢
/本人にとって居心地の良い環境の提供/安心感の提供
- 【医療処置】 医師の指示に基づいた症状/緩和のための処置

(2) 家族に対する支援

- ① 関係専門職種へ相談しやすい環境の整備
- ② 家族の身体的、精神的負担への配慮
- ③ 家族関係への支援
- ④ 家族の希望や心配事への対応
- ⑤ 死後の援助(グリーフケア)

(3) 看取りに対する職員教育

- ① 看取り看護・ケアの理念と理解
- ② 看取り期に起こりうる機能的、精神的変化への対応
- ③ 夜間、急変時の対応
- ④ 看取り看護・ケア実施にあたりチームケアの充実
- ⑤ 家族への援助法、家族によるケアに関する指導法
- ⑥ 看取り看護・ケアについての検討会
- ⑦ 報告・連絡の確認